

○厚生労働省告示第七十八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第百七十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	
指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に	百分の八十五

<p>規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>第二号口の表を次のように改める。</p> <p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>

<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>百分の八十五</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>

第三号ハの表を次のように改める。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。(授業の終了後に行う場合を除く。)</p>	<p>百分の八十五</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七</p>	<p>百分の七十</p>

十一條の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七條に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。）

(2) 基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第七十一條の四において準用する指定通所基準第三十七條に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。）